

一般財団法人一志町ふれあいの森林狼谷協会活動助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人一志町ふれあいの森林狼谷協会(以下「協会」という。)定款第3条(目的)及び第4条(事業)を達成するための活動助成金を交付するすべての取引を、正確且つ明瞭に経理し、協会の財政状態について、真実なる報告を提供する基準を定め、合理的な運営管理に役立たせることを目的とする。

(助成対象)

第2条 協会は、基金をもとに「森林(もり)と水と人間(ひと)とのふれあい活動」「森林(もり)と水と生活・産業(くらし)に関する活動」「森林(もり)と水との伝承活動」を三本柱として活動している。今後、この活動を維持継続し、発展していくため、地域住民の健康増進と公共の福祉の向上並びに第一次産業の維持継続を目的とした地域の活力ある農山村づくりを行う一志町内の活動団体を助成対象とする。

(助成金)

第3条 助成金は、年額100万円を上限とする。ただし、理事会が認めた場合は、この限りではない。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書(第1号様式)に 次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他理事長が必要と認める書類

(決定の通知)

第5条 理事長は、助成金の交付を決定したときは、交付決定通知書(第2号様式)により速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合には、その条件を助成金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(実績報告)

第6条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、実績報告書(第3号様式)に別に定める書類を添えて事業年度内に理事長に報告しなければならない。

2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度以降の助成事業の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該助成金の交付の決定の内容となつた計画に比べて変更がないときは、この限りでない。

(助成金の額の確定)

第7条 理事長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

(助成金の支払)

第8条 助成金の支払いは、第7条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、理事長が助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

2 理事長は、前項ただし書の規定による概算払をする場合においては、必要と認める額を概算払することができる。

(適用除外)

第9条 当該要領の規定は、令和7年度から新たに助成を受けようとする団体に適用し、令和6年度以前に助成を受けている団体においては、従前のとおりとする。

(その他)

第10条 この要領に定めがない事項については、理事長がその都度定める。

附 則

- 1 この要領の改廃は、理事会の決議を経て行う。
- 2 この要領は、平成4年2月13日から実施する。
- 3 この要領は、令和7年4月1日から実施する。

一般財団法人一志町ふれあいの森林狼谷協会(以下「協会」という。)
が行う「地域社会の健全な発展を目的とする助成事業」ガイドライン

1 目的

「地域社会の健全な発展を目的とする事業に対する助成事業(以下「活動助成金」という。)は、地域社会の健全な発展を目的に活動している団体等に対する支援制度です。

2 対象

活動助成金の対象は、一志町内の森林、水、人に関わる活動や地域住民の健康増進その他公共の福祉向上のために一志町内で活動する団体等に助成します。

3 応募条件

- (1) 助成対象とする活動が確実に実施される見込みがあること。
- (2) 団体等の事業がもっぱら営利を目的としていないこと。
- (3) 活動助成金交付要領に基づく交付申請、実績報告等の提出が可能な団体等であること。

4 活動助成金の内容

活動助成金は、直接活動に必要と認められる以下の物品又は経費に充当することとします。

- (1) 活動に直接使用する物品の購入
- (2) イベント等の事業費
- (3) 団体運営に必要な経費(人件費、光熱水費等の維持経費は除く)

5 活動助成金の額

活動助成金の額は、対象となる事業費の原則2分の1以内かつ助成額の上限を100万円とします。

6 応募方法

活動助成金の申請をしようとするときは、活動助成金交付要領第4条に規定している交付申請書に関係書類を添えて協会理事長あて提出してください。なお、申請の期間は毎年4月1日から6月30日までとします。

7 選考

6に基づく申請があったときは、協会事務局において精査を行ったうえで協会理事会の承認を経て交付決定します。

8 決定の取消等

活動助成金の交付決定を行った後、その後の事情により変更が生じたときは、助成金交付決定額の全部または一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができます。

- (1) 偽りその他不正の手段により活動助成金の交付を受けたとき
- (2) 活動助成金の充当先が当該ガイドラインの目的に反するとき
- (3) その他公序良俗に関する法令等に違反したとき

9 その他

このガイドラインに定めるもののほか、活動助成金の実施に関し必要な事項は協会理事長が定めます。

10 補足

このガイドラインは、令和7年12月9日から施行します。